



国の農地政策と農協・農業委員会解体的見直しで質問 本年は国連の「国際家族農業年」。多様な家族経営の発展・支援を

清水議員は、一般質問2日目に「農地政策と農協・農業委員会の解体的見直しについて問う。」として現在政府が進めている「農業改革」についての考え方を正しました。安倍政権は財界が中心となった5月の規制改革会議農業ワーキンググループの「農業改革に関する意見」を受け、農地政策と農協・農業委員会に対して、解体的見直しを求めています。これらの政策は、6月24日閣議決定された政府の「成長戦略」と「骨太方針」にも反映され、関連法案が来年通常国会に提出されようとしています。市議団では反対の意見書を提出しています。

Q、農業委員会の公選制の廃止、半減、首長任命制。許認可権限を首長に移し、建議の権限の廃止。これで農地が守れるか。

A、地元農業者の代表であるという責任感と使命感に基づき地道な活動を続けている農業者の取り組みを否定するものであり、決して容認できるものではないと考えております。農業委員会としても、6月12日に、会長名で、規制改革会議、農業ワーキンググループの意見に反対する意見書を送付させていただきました。本市の農業委員会でも農業振興のために積極的に提案を毎年市長へ行っており、こうした努力や苦勞をみず、実態とかけ離れた議論を振りかざす規制改革会議の意見は、現場の実態を無視した暴論であると考えます。これでは、農地の保全にも支障をきたし、地域農業の荒廃に拍車をかけることになるかと考えます。

Q、株式会社での農業参入、農地取得が認められることについて

A、企業参入の促進が農地の集積、流動化をもたらすという見方がある一方で、集落での農道、用排水の維持管理など、地域内での農業組織としての合意形成が不可欠との意見もあります。あくまで参入企業が、農地を適切に利用できる主体かどうか、事前、事後の審議を受ける仕組みが必要であろうかと理解しております。農業、農地は地域社会の基盤であり、社会的共通資本としての性格を持つため、その地域に暮らす人々の声が反映される制度が必要と考えております。

Q、農地中間管理機構で農地のあつせんがされるが、借り手の無い農地の管理は

A、市としては、うまくマッチングできるように機構やJAと協力して調整をしていきたいと思っています。また、中間管理事業の中で借り受け希望者がいない場合は、直接、耕作者の方と所有者との間で利用権設定ができるよう努力していきたいと思っています。

Q、集落内で農業者がいなくなった場合の畦畔・用排水の維持は

A、農村まるごとの保全向上対策事業ということで、現在取り組んでもらっていますが、や

はり基本的には、農村集落の持続的発展が第一でございますので、農業者だけでなく、地域ぐるみで取り組んでいただくということ、仮に、耕作者が一人になっても、またあるいは、今後、企業が耕作するようになって、その企業と集落、農業していない集落の方と同じように、まるごとという形で、保全に取り組んでいただきたいと思います。

Q直接支払の所得補償も下がり、4年後は無くなる。所得補償や再生産できる米価についてどう考えるのか

A、需要に即した主食用米の計画生産を進めることが安定した米価につながると思っております。一方で、生産調整された水田においては、大豆、飼料作物等の作物の作付を推進し水田の利用率向上を図り、活力ある水田農業を目指すことが大切です。米政策の見直しによる、ほかの作物に対する所得安定対策の交付金制度や、地域の作物に対する産地交付金の助成制度を継続して、今後支援していきたいと思っております。

Q財界が求める農協改革は農協経営を困難にし、更に家族経営農業が壊滅しては農協は解体する。米原市としては、家族経営を守ることに、最も重要と考えるが

A、農業協同組合については、今後の更なる議論を経て検討していく方向性が示されたところと聞いております。経済界中心の考えだけで改革を断行することについては、慎重であるべきだと感じております。市としては農業者のために、また、地域の宝である農地を守るためにどうあるべきか考えております。

Q本年は「国際家族農業年」家族労働を主体とした多様な発展こそが必要

A、意欲ある農業者には地域の担い手の一員として農業の継続を期待するものでありますし、高齢化や後継者不足によりやむを得ず離農される場合によっては、集落営農組織や法人等へ円滑に農地を集積していくことも重要と考えております。こうした取組みを進展させ、安全な国産食料の供給と地域社会、美しい農村風景を守るために取り組んでまいりたいと思っております。